



好きなものを食べたい！
元気で笑いたい！



いくつになっても
おいしく食べられる

「健^{けん}口^{こう}教室」

健康で元気に生活するためには、食べるということがとても大切です。口が元気だと、食事がおいしく食べられます。また会話を楽しみ、声を出して笑える心身ともに爽快になるなど、口は全身の健康、老化防止、生きがいに深くかかわっています。しかし、口の機能は年齢とともに低下しやすくなり、「しっっかりかめない」、「よくむせる」、「だ液が少なく口が渇く」などの症状は、そのあらわれです。

町では口の機能低下の疑いがある方を対象として、機能改善のための「健口教室」を開催しています。健診（生活機能評価）にて、対象と思われる方に対して教室への参加を呼びかけていますので、積極的に取り組んでみてください。

また、口の渇きが気になる、よくむせるなどの自覚症状がある方は、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎ 6501 有線 7788

臓器提供意思表示欄の記載内容

注意事項

1. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
2. 被保険者の資格がなくなったときには、直ちにこの証を市町（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

臓器提供意思表示欄（該当する1～3の番号を○で囲んでください）

- 1 私は、脳死の判定に役い脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他（ ）
- 2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
腎臓・膵臓・眼球・その他（ ）
- 3 私は、臓器を提供しません。

（署名）

（署名年月日）



国民健康保険証の 臓器提供意思表示欄

臓器移植Q&A

Q 臓器提供の意思はどの時点で伝えればよいのですか。また、家族と話ししておくほうがいいの？

A 臓器提供は最期の迎え方の選択肢の一つです。その時期に意思を主治医等に伝える必要がありますが、自分の言葉で意思を伝えることは出来ません。

また、臓器提供の最終承諾は家族が行いますが、最期を迎えられるとき、家族はその意思を確認することはできません。自分の意思が尊重されるよう普段から臓器提供について家族と話し合い、その気持ちを被保険者証の臓器提供意思表示欄等に記入しておいてください（家族がいない場合は、本人が記入した意思表示が尊重されます）。

Q 臓器は誰でも提供できますか？

A 脳死で臓器を提供できるのは、15歳以上で、自分の意思をきちんと記入している方です。15歳未満でも心臓停止後に腎臓や眼球の提供ができますから、自分の気持ちを家族に伝えておきましょう。15歳未満の方が記入しても構いませんが、15歳になったら必ずもう一度書き直してください。

★臓器移植について詳しく知りたいときは、日本臓器移植ネットワークにお問い合わせください。
フリーダイヤル：0120-78-1069 ホームページ：<http://www.jotnw.or.jp/>